

愛知県融資制度・経済環境適応資金 パワーアップ資金【商店街】

県の「活性化モデル商店街」の指定を受けた商店街等とその個店を応援します！

対象

- ・県の「活性化モデル商店街」の指定を受けた商店街振興組合、事業協同組合、及びその組合員である個店（※）
- ・県の「活性化モデル商店街」の指定を受けた商工会・商工会議所に所属する会員のうち小売業・サービス業を営む個店（※）
- ・県の「活性化モデル商店街」の指定を受けたまちづくり会社（※）



（※）組合・個店・まちづくり会社の方は、中小企業信用保険法第2条第1項で定められた中小企業者であることが必要です。

中小企業信用保険法第2条第1項で定められた中小企業者の定義（会社又は個人の場合）

（業種：従業員規模・資本金規模）

- ・製造業・建設業・運送業：300人以下又は3億円以下
- ・小売業：50人以下又は5,000万円以下
- ・サービス業：100人以下又は5,000万円以下
- ・卸売業：100人以下又は1億円以下

「活性化モデル商店街」とは・・・

商店街の活性化に向けた意欲ある商店街のうち、他の商店街等から目標とされるような成功例となり得る可能性（商店街のビジョン、事業計画等）を持った商店街のことです。
具体的には、市町村から提案される商店街活性化プランについて、外部有識者による審査を行った上で「活性化モデル商店街」として指定します。
指定された場合、事業計画期間中は補助制度等を活用し、重点的な支援を行います。



制度の概要

（平成29年4月1日現在）

金利上限のみ設定しているため、銀行等の判断で柔軟な利率適用も可能！

資金用途	<u>事業上の設備資金及び運転資金</u>									
融資限度額	1億5,000万円（他のパワーアップ資金（一部を除く。）の残高を含む。）									
融資期間・利率	5年以内		年1.4%以内			7年以内		年1.5%以内		
	10年以内		年1.6%以内（設備資金のみ）							
信用保証	原則として、信用保証協会による信用保証を要します。（一般保証を利用）									
保証料率	中小企業に関する日本最大のデータベースである「CRD」の評価結果に基づき、料率区分1～9のいずれかの保証料率となります。									
	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	1.83	1.67	1.49	1.33	1.12	0.91	0.74	0.57	0.40
返済方法	分割返済（1年以内の据置期間を設けることができます。）									
担保	原則として、不要です。（信用保証協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。）									
保証人	原則として、法人代表者以外の連帯保証は不要です。									
責任共有制度	対象									
必要書類	<p>「活性化モデル商店街」に指定されていることの証明書（裏面「様式第12」）</p> <p>《融資申込みの前に》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第12を作成の上、愛知県商業流通課にて証明を受けてください。 ・なお、指定を受けた商店街振興組合・事業協同組合に属する個店の方が申請される場合は、所属元において、組合員である旨の証明を受けてください。この組合員である旨の証明は、組合員である旨を確認できる書類（組合員名簿等）の添付により代えることができます。（指定を受けた商工会等に属する小売業・サービス業を営む個店の方も同様です。） 									

申込受付機関

銀行	三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、近畿大阪、山口、百十四、伊予、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン
信用金庫	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣西濃、東濃、桑名
信用組合	豊橋商工、愛知県中央
政府系	商工組合中央金庫

《《 是非お問い合わせください！ 》》

パワーアップ資金【商店街】については・・・

- 愛知県 産業労働部商業流通課 商業指導グループ ☎052-954-6336
- 【信用保証について】愛知県信用保証協会 総合相談窓口 ☎0120-454-754

活性化モデル商店街については・・・

- 愛知県 産業労働部商業流通課 街づくりグループ ☎052-954-6338

様式第12

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（商店街）） 融資制度に係る証明申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

（申請者）
住 所
商号又は名称
代表者氏名

愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金（商店街））融資制度による融資を受けたいので、次のとおり「活性化モデル商店街」の指定を受けていることを証明してください。

1. 指定年度 _____
2. 活性化モデル商店街名 _____
3. 指定を受けた「活性化モデル商店街」の概要（別紙でも可）

（申請者が、指定組合等又は指定商工会等に所属する中小企業者である場合）

上記申請者 _____ は、当団体 _____ に所属していることを証明します。

年 月 日

代表者氏名
住 所
商号又は名称

上記申請者又は申請者が所属する指定組合等若しくは指定商工会等は、県から指定を受けた「活性化モデル商店街」であることを証明します。
なお、本証明は融資の実行を保証するものではありません。

年 月 日

愛知県知事

「活性化モデル商店街」の指定を受けていることの証明は、「証明申請書（様式第12）」が必要です。

↓
様式は次の HP からダウンロードしてください。

<http://www.pref.aichi.jp/shogyo/12youshiki.pdf>

「活性化モデル商店街」の指定は、次の HP で確認できます！

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogyo/0000076968.html>

愛知県の制度融資については、次の HP をご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi.html>



（平成 29 年 3 月作成）